

自主防災組織づくりの手引き

(地域を守る防災対策)



備前市
(令和6年4月)

はじめに

備前市は波穏やかな瀬戸内海に面し、緑豊かな山々に囲まれた自然豊かなまちです。

しかしながら、地震や台風などの自然災害から逃れることはできません。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震度7の激しい揺れと津波によって多くの尊い命と財産が失われ、地震災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。

本市においては、平成16年8月末の台風により、市内の各地域で高潮による浸水や、大雨による土砂崩れが発生し、市民に多くの被害が生じました。

また、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震に向けた「日頃の備え」の重要性も問われています。

地震や台風などの自然災害は、完全に防ぐことは出来ませんが、その被害を最小限に食い止めることは可能です。そのため、一人ひとりが日頃から防災に関する正しい知識を身につけ、「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを心がけて防災訓練等を行い、備えておくことが大切です。

阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた際の救助のうち、97.5%が自助・共助によるものでした。毎日顔を合わせている隣近所の人たちが普段から協力して助け合う「共助」が、「地域力」として「災害に強い安全なまちづくり」につながるのです。

町内会などの集会や行事の機会を捉え、みんなで地域の危険箇所や自主防災組織について考えてみましょう。

(手引きの内容)

1 自主防災組織とは

- (1) 自主防災組織はなぜ必要なのか
- (2) 自主防災組織の役割
- (3) 自主防災組織の育成

2 防災の担い手とリーダー

- (1) 防災の担い手とは
- (2) リーダーの役割

3 自主防災組織の作り方とその活動

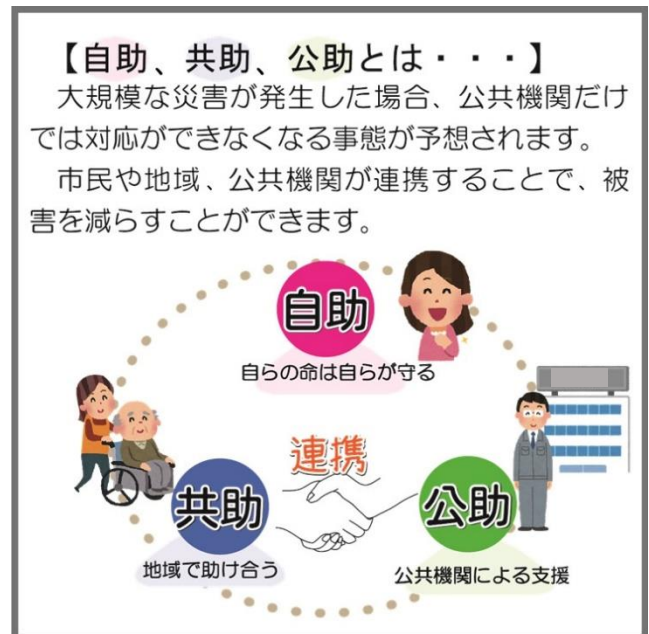
- (1) 自主防災組織の作り方
- (2) 組織設立時の必要書類
- (3) 自主防災組織の活動

4 備前市が行う助成事業等

- (1) 自主防災組織活動事業助成金
- (2) 防災士育成事業補助金

5 その他

防火防災訓練の実施に伴う保険



1 自主防災組織とは

(1) 自主防災組織はなぜ必要なのか

大地震等が発生した時、備前市は消防をはじめとする防災関係機関等と密接な連絡をとりながら、全力をあげて防災活動「公助」を行います。

しかし・・・・・・・・

- 道路や通信網が寸断され、防災機関への通報が遅延し、被害が拡大してしまう。
- 道路・橋の損壊、建物の倒壊等で、防災機関の車両が通行不能となる。
- 消防をはじめとする防災機関自身が被害を受ける。
- 災害発生直後の初動期は、情報等も混乱し、防災機関による適切な対応が困難となる。

このような悪条件が重なり、防災関係機関の活動能力は著しく低下することが予想されます。

「公助」による防災活動が著しく低下する場合に、まず自らと家族の安全を確保する「自助」、地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」により、人命救助や初期消火活動が行われることが被害の軽減に大きな役割を果たします。

阪神・淡路大震災においても、淡路島の北淡町富島地区では、震源地に近く建物の8割近くが全半壊するという甚大な被害状況にもかかわらず、隣近所同士の救出活動が迅速に行われ、さらには消防団の活動により、行方不明者の捜索が地震当日の夕方には完了しました。

また、東日本大震災でも、隣近所の人たちの呼びかけや避難誘導によって、津波被害から多くの人たちの生命が救われ、その後の安否確認、避難所運営の支援や炊き出し等の活動が行われました。地域の方々の備えとお互いの助け合いが大きな役割を果たすことが改めて認識されました。

このように災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。



(2) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際に、地域住民が的確に行動し被害を最小限に食い止められるよう、平常時には地域内の安全点検や住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行います。

また、災害が発生または発生しそうな際には、収集した情報を住民に迅速に伝え、初期消火活動や被災者の救出・救助、避難誘導、避難所の運営を行うなど、非常に重要な役割を果たします。

(3) 自主防災組織の育成

備前市の自主防災組織では、避難訓練やハザードマップの作成、避難所運営訓練など様々な取り組みが行われています。

備前市では、防災用資機材の購入費用やハザードマップ作成などの助成や、災害の備え等についての地区の防災訓練への協力を行うなど、自主防災組織の設立や活動のサポートを行っています。



2 防災の担い手とリーダー

(1) 防災の担い手とは

災害はいつ発生するかわからず、災害の種類やタイミングによっては、道路の寸断や救急・救助等の要請集中により、公的機関による救護・救出等が期待できないことがあります。こうした時、自分たちの町を守るために活動する皆さんが、防災の担い手になります。

会長や各部長には、防災の担い手やリーダーとして、組織の中心となり防災活動などをまとめる役割が期待されています。

(2) リーダーの役割

多くの世帯が参加する自主防災組織において、円滑な活動を進めるためには、リーダーの存在はとても重要です。

平常時には、自主防災訓練など災害に備えた活動の企画・実施などを行い、災害時には各班を指揮して、被害を軽減するための防災活動を行います。

しかし、リーダーだけに多くの役割を負わせるのではなく、組織の皆さんが分担しながら運営にあたることが求められます。

① 平常時の役割

- 自主防災組織の維持・運営
- 緊急時の活動方針の策定
- 平常時の防災訓練・防災活動の主導、地域住民の防災意識の高揚
- 自主防災組織の活動の評価、改善
- 地区内の要支援者の把握など

② 信頼される防災のリーダー

- 災害現場における的確な状況判断
- 組織構成員への適切な情報提供
- 組織構成員への的確な行動指示など

※ 発災後、その場に自主防災組織のリーダーがいるとは限りません。
その時、その場にいる人の中で指揮をとらねばならないことも想定されます。



3 自主防災組織の作り方とその活動

(1) 自主防災組織の作り方

自主防災組織がその機能を十分発揮し、長く活動を続けていくためには、その基礎となる組織体制をしっかりと整えることが大切です。

組織を結成するにあたっては、地域の人々が十分に話し合い、組織の編成や規約などを定める必要があります。

① 組織作り

「自主」の名が示すとおり、地域住民が自由な意思で、自発的に結成することが基本となります。その組織づくりには、一般に次のような方法があります。

ア 町内会等に防災担当がある場合などは、活動内容を充実・強化して、自主防災組織へ発展させる方法。

イ 町内会等で特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として「防災組織」等を設けることによって、自主防災体制を整備する方法。

② 自主防災組織の編成

自主防災組織が災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うためには、組織内の役割分担を明確にしておく必要があります。

ア 組織をとりまとめる会長、副会長を置き、その下に活動班を編成し、班ごとに班長を定めます。

イ 昼夜問わず、防災活動が円滑に行えるよう、性別や年齢に関係なく幅広い人が参加することも必要です。

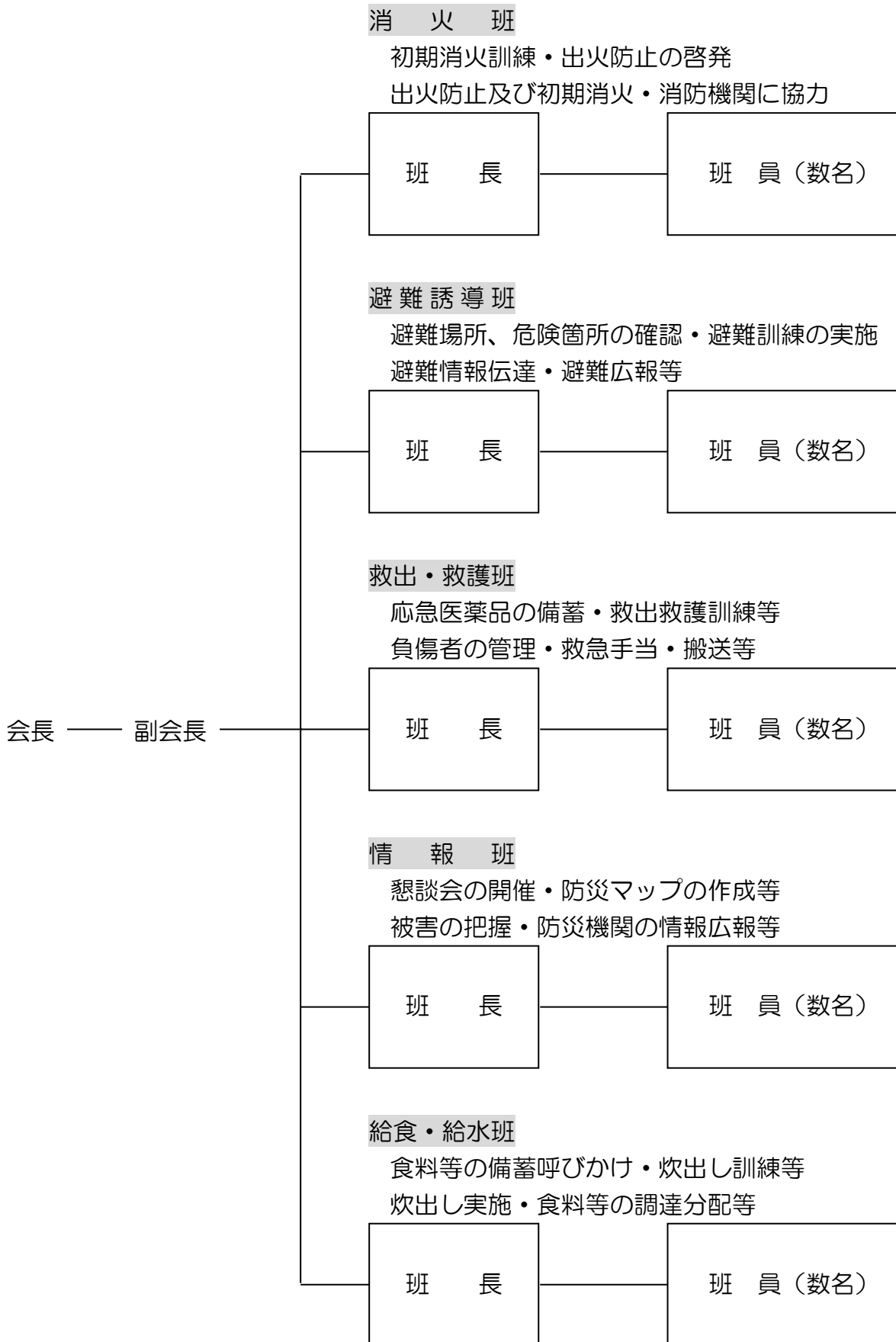
ウ 地域の実情に応じた、必要な活動班を考える必要があります。組織が大きいと、情報伝達や救助活動がスムーズに行えない場合があるため、昔からの「向三軒両隣」といった少数単位での活動と役割分担を考える必要があります。

エ 地域内にある事業所や学校等と事前に話し合い、協力体制を構築しておくことも大切です。

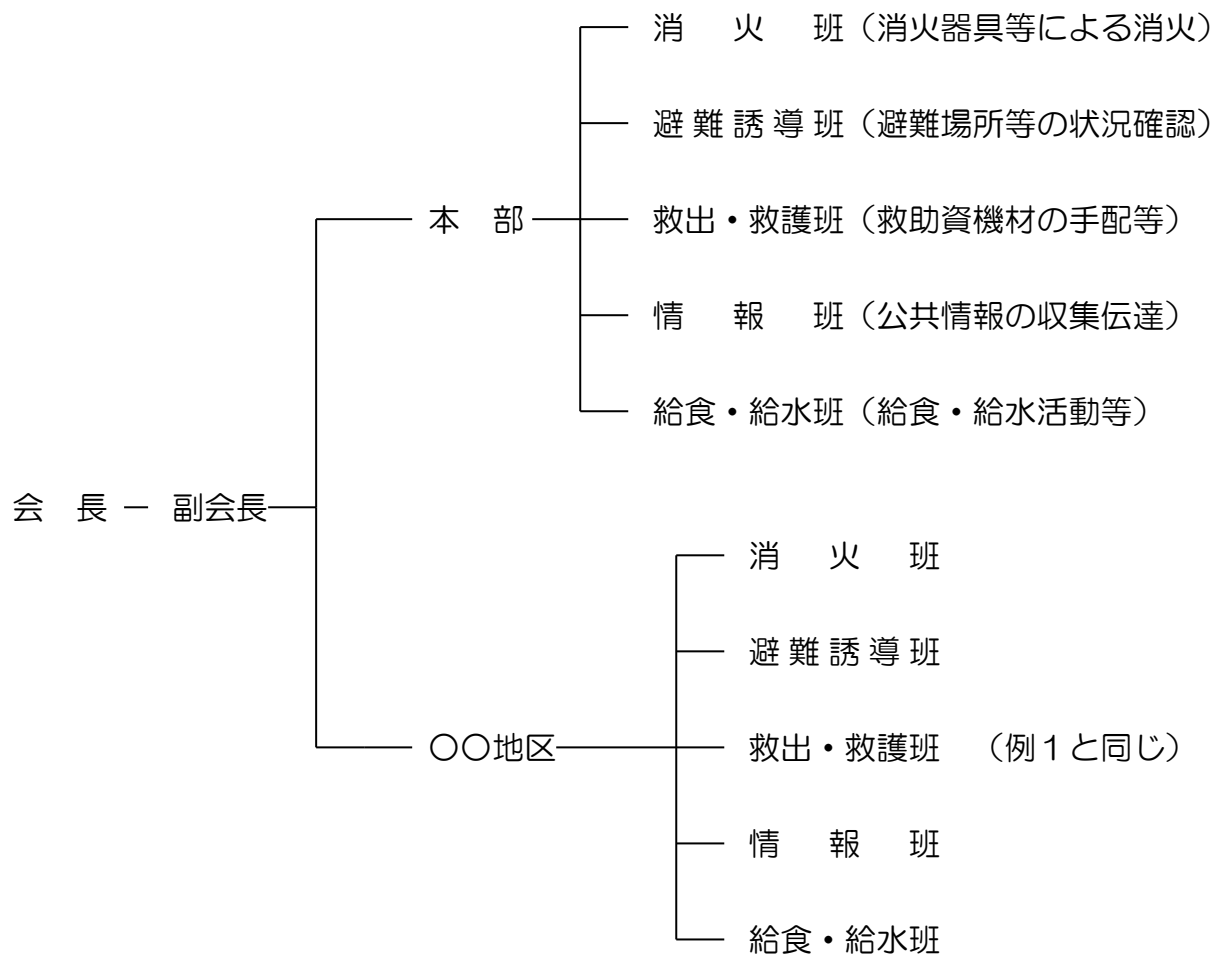
オ 活動班は特定の地域に片寄らないようにします。

カ 班員の配置は、専門家（医師・看護師・大工等）や経験者を考慮して（例えば、アマチュア無線資格者は情報班等）、活動に実効性を持たせます。

例1 (世帯数が多くなく、地域も狭いところ)



例2 (世帯数が多く地域も広いところ)



※ このほか、水防班、学童班、パトロール班等、地域にあった班も考えられる。

組織の目的や、各自の役割を明確にすることが重要です。

(2) 組織設立時の必要書類

各種助成金の申請をするためには、組織の設立を市に届け出る必要があります。

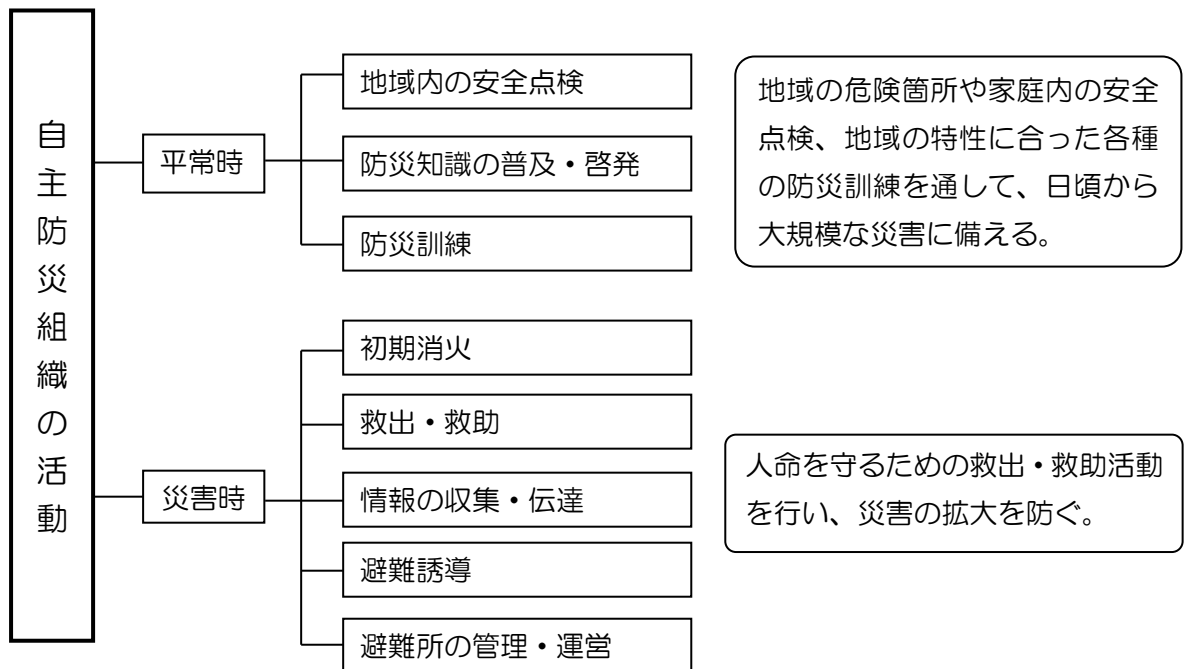
- ① 規約
- ② 防災計画書
- ③ 役員名簿、組織図
- ④ 人口、世帯数調書
- ⑤ 活動計画書
- ⑥ 収支予算書

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、大きく平常時と災害時の二つに分かれます。

平常時は、日頃から地域内の安全点検や防災知識の普及・啓発予防的活動を行うとともに、被害を想定した防災訓練の実施など、地域防災力を最大限発揮できるような準備活動を行います。

一方、災害時には、その時々状況に応じて、被害を軽減するために、初期消火、救出・救護、避難誘導などを行うことが役割となります。



4 備前市が行う助成事業

(1) 自主防災組織活動事業助成金

区分	対象経費	助成金額	限度額
避難訓練等支援事業	自主防災組織が避難行動訓練、避難誘導訓練、避難支援訓練、初期消火訓練、情報収集・伝達訓練、救助・救出訓練、炊き出し訓練等に要する経費(資機材については、訓練で使用するものとし、実績報告において訓練等で使用した際の写真を添付すること。)	対象経費の全額	(1) 50世帯以下 70,000円 (2) 51~100世帯 100,000円 (3) 101~150世帯 140,000円 (4) 151~200世帯 175,000円 (5) 201~250世帯 210,000円 (6) 251~300世帯 240,000円 (7) 301~350世帯 270,000円 (8) 351世帯以上 300,000円
ハザードマップ作成支援事業	自主防災組織が地域の災害リスクを確認し、災害時の迅速な避難につなげるため、ハザードマップの作成等を行う事業に要する経費	同上	500,000円
災害・避難カード作成支援事業	自主防災組織が災害時に適切な避難行動がとれるよう、地域の災害リスクの確認やワークショップを通じて、世帯ごとの「災害・避難カード」作成等を行う事業(看板、標識等の設置を含む。)に要する経費	同上	200,000円
避難所運営実働訓練等支援事業	自主防災組織が避難所空間配置図(レイアウト)を作成し、避難所運営実働訓練を実施する事業に要する経費	同上	100,000円

※助成金は交付後、3年毎に申請受付となります。

避難訓練等支援事業 資機材名(例)

街頭用消火器、消火器格納庫(取付費含む)、バケツ、消火器薬剤、自動体外式除細動器(AED)、ヘルメット、バール、掛矢、ハンマー、一輪車、車いすけん引式補助装置、ロープ、ゴムボート、ツルハシ、リヤカー、ジャッキ、スコップ、エンジンカッター、チェーンブロック、チェーンソー、ウインチ、救急箱、はしご、脚立、担架、防煙マスク、毛布、のこぎり、ラジオ、無線機器(簡易で携帯用のもの)、電池メガホン、標識板、標旗、強力ライト、発電機、炊飯装置、テント 等

(2) 防災士育成事業補助金

「特定非営利活動法人 日本防災士機構」が認証する防災士資格の取得費用を補助するもの

■ 補助対象者

市内に住所があり、次の①～⑤にすべて該当する人。

- ① 消防団員又は自主防災組織の構成員
- ② 防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする人
- ③ 資格取得後、市内自主防災組織等で活動する意思のある人
- ④ 資格取得後、市と連携し、地域防災活動及び啓発活動を行う意思のある人
- ⑤ 申請年度内に防災士機構による防災士認証登録を受けることができる人

■ 補助対象経費

防災士機構が認証した研修機関による研修講座の受講料（教本の購入費を含む）、資格取得試験受験料、防災士資格の認定登録料

■ 補助金額

上記対象経費の合計額

■ 申込方法

本補助金は、事前申請となっています。

必ず、防災士研修講座の受験申込み前に所定の申請書を危機管理課まで提出してください。

資格取得後の申請は、原則として補助の対象となりませんので、ご注意ください。

5 その他

〔防火防災訓練の実施に伴う保険〕

備前市では、多くの住民の方に積極的に防火防災訓練に参加していただくため、安心して活動が実施できるよう、下記のとおり災害補償保険に加入しています。

記

1 保険の名称 防火防災訓練災害補償等共済制度

2 補償の内容 (1) 死亡時 700万円
(2) 入院時 3,500円/日
(3) 通院時 2,500円/日
(4) 休業時 3,000円/日

※その他、損害に対する補償もあります。

3 対象となる活動の例

地域内において自主防災組織が主催する防火防災訓練で、事前に備前市へ訓練計画書を届出して受理されたものに限る。

【お問合せ先】

〒705-802

備前市東片上126

備前市役所 危機管理課

☎ 64-1809